

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成40年12月31日まで)

秋 本 広 第 1 6 号
平 成 3 0 年 2 月 7 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察県民意見提出手続に関する要綱の制定について（例規）
みだしのことについて、別添のとおり「秋田県警察県民意見提出手続に関する要綱」を
定め、2月16日から運用することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

秋田県警察県民意見提出手続に関する要綱

第1 目的

本要綱は、秋田県警察における県民意見提出手続に関して基本的な事項を定めることにより、施策形成過程において県民の意見を反映させる機会を確保するとともに、その過程の透明性と公正性の向上を図り、もって県民との協働による警察行政の推進に資することを目的とする。

第2 定義

本要綱において「秋田県警察県民意見提出手続」（以下「本手続」という。）とは、第3の1の(1)及び(2)に掲げるもの（以下「施策等」という。）の立案（変更の立案を含む。以下同じ。）をする過程において、当該立案に係る施策の内容、趣旨その他必要な事項を公表し、これらに対する県民の意見を反映させる機会を確保するとともに、当該意見に対する秋田県警察の考え方を公表する一連の手続をいう。

第3 対象

- 1 本手続の対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) 秋田県警察の組織機構の整備等中長期的施策の制定
 - (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例（使用料及び手数料の徴収に係るものを除く。）
- 2 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続の対象としない。
- 3 警察本部長は、施策等に該当しないものであっても本制度の趣旨に照らし、本手続を行うことが望ましいものについては、本手続の対象とすることができる。

第4 手続の開始時期等

- 1 警察本部業務主管課長（以下「主管課長」という。）は、秋田県警察が施策等について最終的な意思決定を行う前に、施策等の案（施策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）を公表し、県民から意見を募集するものとする。
- 2 主管課長は、施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するように努めなければならない。
 - (1) 当該施策等を立案する趣旨、目的及び背景
 - (2) 当該施策等の案の概要
 - (3) 当該施策等の案に関連する次の資料
 - ア 根拠法令
 - イ 施策の制定にあつては、上位施策の概要
 - ウ 当該施策等の案の実施及び実施後に必要と見込まれる経費の概要
 - エ 当該施策等を立案するに際して整理した論点
 - オ その他必要と認められる資料
- 3 主管課長は、次に掲げる事項を定め、施策等の案とともにこれを公表するものとする。
 - (1) 施策等の案の名称及び閲覧方法
 - (2) 意見の提出期間、提出方法及び提出先
 - (3) その他意見の募集に必要な事項

第5 公表の方法

- 1 主管課長は、施策等の案を公表しようとするときは、公表しようとする施策等の案、

第4の2に掲げる資料及び第4の3に掲げる事項を記載した書面を、広報広聴課に備え付けるとともに秋田県警察のホームページに掲載するものとする。

2 主管課長は、前項の規定によるほか、当該施策等の案の概要について、必要に応じて報道機関への発表により県民に周知するよう努めるものとする。

3 第5の1の規定にかかわらず、施策等の案及び第4の2に掲げる資料が相当量に及ぶ場合は、その全てを秋田県警察のホームページに掲載する必要はないものとする。

第6 募集の期間等

1 意見の募集に当たっては、県民が施策等の案についての意見を提出するために必要な期間を考慮して、案件に応じて少なくとも1か月以上の提出期間及びその提出方法を定めるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、1か月を下回る提出期間を定めることができる。この場合において、当該施策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 県民が意見を提出する方法は、別記様式によるものとする。

3 当該施策等の案についての意見を提出した個人又は法人の氏名、名称その他の当該個人又は法人に関する情報を公にしないものとする。

第7 開始の予告

主管課長は、第4の1の規定により施策等の案及び第4の2に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を秋田県警察のホームページに掲載し、本手続の開始を予告するよう努めるものとする。

(1) 施策等の案の名称

(2) 施策等の案に対する意見の提出期間

(3) 問い合わせ先

第8 意見の活用

1 主管課長は、第6の規定により提出された意見を考慮して行う当該施策等に関する秋田県警察の意思決定について公表するものとする。

2 主管課長は、前項の施策等の公表と同時期に、提出された意見及びこれらに対する秋田県警察の考え方を公表しなければならない。ただし、提出された意見の中に、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第6条第1項に規定する非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第5の1及び2の規定は、前項本文の規定による公表の方法について準用する。

第9 本手続の特例

有識者会議等において本手続に準じた手続を経て策定された提言等に基づき、当該提言等と実質的に同じ内容の施策等の案を立案する場合は、本手続を行わないことができる。

第10 その他

本要綱に定めるもののほか、本手続の運用に関し必要な事項は、別に定める。

